

竹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(竹田都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—R3.3—

県名	大分県	都市計画区域名	竹田
----	-----	---------	----

# 目 次

## 1 都市計画の目標

- 1) 竹田都市計画区域の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2) 都市づくりの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 3) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 4) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 5) 都市計画区域の範囲、規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 6) 目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

### ◆都市づくり概念図

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 1) 判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 2) 区域区分の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

## 3 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ P 8
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ P 1 2
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ P 1 4
- 4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・ P 1 5

## 4 都市防災に関する方針

- 1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 7
- 2) 都市防災のための施策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 7

## 5 都市計画の相互支援と管理

- 1) 役割分担と相互支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 8
- 2) 計画の管理と継続的改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 9

### ◆付図

## 1 都市計画の目標

### 1) 竹田都市計画区域の特性

竹田市、豊後大野市から構成される「豊後大野竹田連携都市圏」は、大野川とほぼ並行に走る国道 502 号と現在整備中である中九州横断道路を都市間交流軸として、大分市、日田玖珠、県南、熊本、延岡方面へ連絡する幹線道路を有し、市街地を大野川流域の広大な田園景観などで取り囲み、その周囲を阿蘇くじゅう国立公園や祖母傾国定公園及び、祖母傾県立自然公園、神角寺芹川県立自然公園の山地・高原の自然地が取り囲んでいる。また、阿蘇くじゅう国立公園を除く地域がユネスコエコパークに登録されており、保全と活用が進められるとともに、阿蘇くじゅう国立公園においても満喫プロジェクトが推進されている。そのなかで竹田市は、歴史的文化遺産の活用や阿蘇山・久住高原・長湯温泉などと連携したレクリエーション拠点として中心的・先導的役割を果たすとともに、生活環境が充実した自然・文化が息づく観光・生活都市圏の形成が期待されている。

本都市計画区域は、九州のほぼ中央、大分県の南西部に位置し、県都大分市まで約 50km、熊本市までは約 70km の位置にあり、周囲を祖母傾連山、阿蘇外輪山及びくじゅう連山に囲まれた盆地に市街地が広がっている。この市街地は、江戸時代には岡藩 7 万石の城下町として栄え、古くから奥豊後の政治・文化・商業・交通の拠点として発展し、岡城跡とともに中心部には今なお旧藩時代の城下町の面影を残し、当時の町割りのなかに歴史的建造物が点在している。これら城下町の景観が残る城下町地区は、景観条例に基づく景観形成重点地区に指定されており、これまでまちなかの幹線道路の拡幅計画を廃止するなど、町割りを活かし風情ある城下町の町並みを歩いて巡るまちづくりを進めている。

また、周囲を山々に囲まれていることから豊かな自然環境に恵まれ、市内には多くの湧水群があり、「名水百選」の一つに選ばれるなど名水の郷として知られている。

このように、市内に歴史や豊かな自然などの観光資源を有すること、さらには周辺に阿蘇やくじゅうなど知名度の高い観光地を控えていることから、今後、道路網の整備により中九州地域における交通結節点としての潜在力が高まり、観光都市としての飛躍が期待される都市である。

【竹田の景観】



—岡城跡—



—日本名水百選の竹田湧水群—

## 2) 都市づくりの課題

旧城下町の中心市街地は、居住環境整備の遅れ、商業機能低下などの課題を抱え人口減少が続いており、都市基盤の充実、歴史的まちなみの整備などによる求心力の向上が必要である。これまで都市再生整備計画事業等により都市基盤の充実が図られつつあることから、それらを活かして都市機能や居住の集積を図るとともに、中心市街地の賑わいづくりを進める必要がある。

また、空き家、空き店舗も中心市街地に存在していることから、除却や活用等の計画的な対策が必要である。

これからの超高齢社会の進展などによる移動ニーズの変化を踏まえながら、道路だけでなく公共交通機関等により拠点と地域とのネットワークを構築し、自家用車に過度に頼ることなく誰もが日常生活に必要なサービスなどを享受できる都市基盤を形成することが必要である。

道路は、主として県道 57 号、国道 442 号及び国道 502 号により都市の骨格を形成し、これらの道路が本都市計画区域の中心部から放射状に伸び周辺都市を結ぶ役割を果たしている。また、大分県と熊本県を結ぶ中九州横断道路の整備が竹田インターチェンジまで進捗し、平成 31 年度には竹田阿蘇道路が新規事業化された。今後は熊本方面への延伸により更なる交流人口の増加が予測される。効果的に中心部に呼び込むため、今後とも中九州横断道路の整備状況を踏まえた道路網の検討や中心市街地の魅力向上が必要である。

また、中九州横断道路の延伸に伴う交通の変化を受けて、物流の動きや企業進出等の動向を把握するとともに、流動人口にも注視しつつ、必要な土地利用の規制、誘導を検討する必要がある。

郊外部に散在する集落や農地からなる用途地域外の白地地域やインターチェンジ周辺においては、必要に応じて適切な規制を行い、居住環境と豊かな田園環境の維持を図るとともに、中心市街地との連携強化を図る必要がある。

さらに、岡城跡をはじめとする歴史資源や良好な水辺空間を有する河川、文化会館周辺など豊かな自然環境下にあり、今後ともこの環境を維持・保全・活用することが必要である。

本都市計画区域では、日出生断層帯・万年山－崩平山断層帯を震源とした地震などによる被害が想定されるほか、周辺が山地に囲まれた地形のため、その大部分が土砂災害警戒区域に指定されており、一部は特別警戒区域が指定されるなど土砂災害に対する危険性が懸念される。また、盆地部では稲葉川や玉来川の氾濫による大規模な都市災害が度々発生している。近年も、豪雨による水害や土砂災害が多数発生しており、河川やダムを整備が進められている。

このため、計画的かつ着実に地震対策や土砂災害等の対策に取り組むとともに、災害リスクの低い区域への各種施設の立地誘導やより安全な地域への居住等の誘導、災害リスクの高い区域における関係法令に基づいた土地利用制限や開発行為の規制等を検討し、適切な土地利用により安全・安心な都市環境を形成していくことが必要である。



### 3) 基本理念

人口減少・超高齢社会の進行や巨大災害の懸念など、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しているなか、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『地域の豊かな個性を繋ぎ、自然と都市の幸が湧き出る、おんせん県おおいたの都市づくり』を都市づくりのテーマとしている。

このテーマを実現するため、以下の5つを基本方向として、都市政策を進める。

- ①「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」【都市構造】
- ②「地域の魅力が向上し、人や仕事であふれる都市づくり」【地方創生】
- ③「安全で安心して暮らせる都市づくり」【安全安心】
- ④「歴史・文化資源の保全と美しい景観形成を図り、  
自然環境と共生する魅力ある都市づくり」【環 境】
- ⑤「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」【地域主体】

本都市計画区域においては、中九州横断道路の延伸を契機に、存在する多くの歴史的文化遺産を活用した観光機能のさらなる強化、阿蘇やくじゅうなどとの連携により、広域的な観光・レクリエーション拠点として中心的役割を果たす観光都市の形成を目指す。このため、周辺の良い自然環境などは、大規模な開発を抑制し、田園環境、自然環境を保全・育成するとともに、自然体験・学習の場の形成を図る。また、貴重な地域資源であり、日本名水百選の竹田湧水群や清涼な河川については、これらを保全するとともに観光資源などとして活用する。

拠点となる地区へは都市機能や居住の集積を図るとともに、公共交通機関等により拠点と地域のネットワークを構築するコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現を目指す。

交通の変化を受けて、物流の動きや企業進出等の動向を踏まえ、必要な土地利用の規制、誘導により広域的な活動拠点の形成を目指す。

また、水害や土砂災害等の対策の充実など強靱な県土づくりに取り組むことにより、住む人や訪れる人が安心して生活し、くつろぐことができる市街地の形成を図る。

今後の都市づくりの構想として、都市や生活のなかに地域情報通信技術を組み込んだスマートシティについて、関係機関と連携し検討を進める。

#### 4) 地域毎の市街地像

基本理念に基づき都市づくりを進めるにあたり、それぞれの地域が目指すべき市街地像や担うべき役割を明確にするため、中心拠点市街地及び各拠点を位置付ける。

##### ① 中心拠点

豊後竹田駅周辺や県道 57 号沿いの商業エリア等を含んだ竹田・豊岡地区及び玉来・松本地区を中心拠点とする。

竹田・豊岡地区は、商業施設や行政施設のほか、歴史資源や観光資源を豊富に有している。多様な都市的サービスを提供できるよう、医療、教育、文化機能等の高次な都市機能の集積や回遊性の向上を図るとともに、城下町としての歴史を活かした賑わいのある市街地の形成を図る。

玉来・松本地区は、市民の日常を支える拠点として、既存ストックを有効に活用して、複合的な都市機能の集積を進め、住民の豊かで利便性の高い生活の創造を目指す。また、県道 57 号の沿道環境・景観の向上を図るとともに、商業機能の充実を図る。

##### ② 観光・交流拠点

地域のシンボルであり重要な地域資源である岡城跡の城下町地区を観光・交流拠点とする。

城下町地区では、江戸時代の面影を残す武家屋敷や寺社が建ち並ぶ城下町の町並み景観を保全するとともに、観光産業と連携のもと歴史的風致を活かして観光客の滞在時間の増加に向けた必要な機能の集積を図り、本都市計画区域の顔づくりを目指す。

##### ③ 産業機能集積拠点

県道 57 号沿道及び国道 442 号沿道を産業機能集積拠点とする。

産業機能集積拠点では、竹田市の産業を支える拠点として、工業地としての機能の集積と充実により、既存産業の支援や企業誘致を図るとともに、周辺地域の自然環境や生活環境の保全に努める。

## 5) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

区 分	市町名	範 囲	規 模
竹田都市計画区域	竹田市	行政区域の一部	1,754ha

## 6) 目標年次

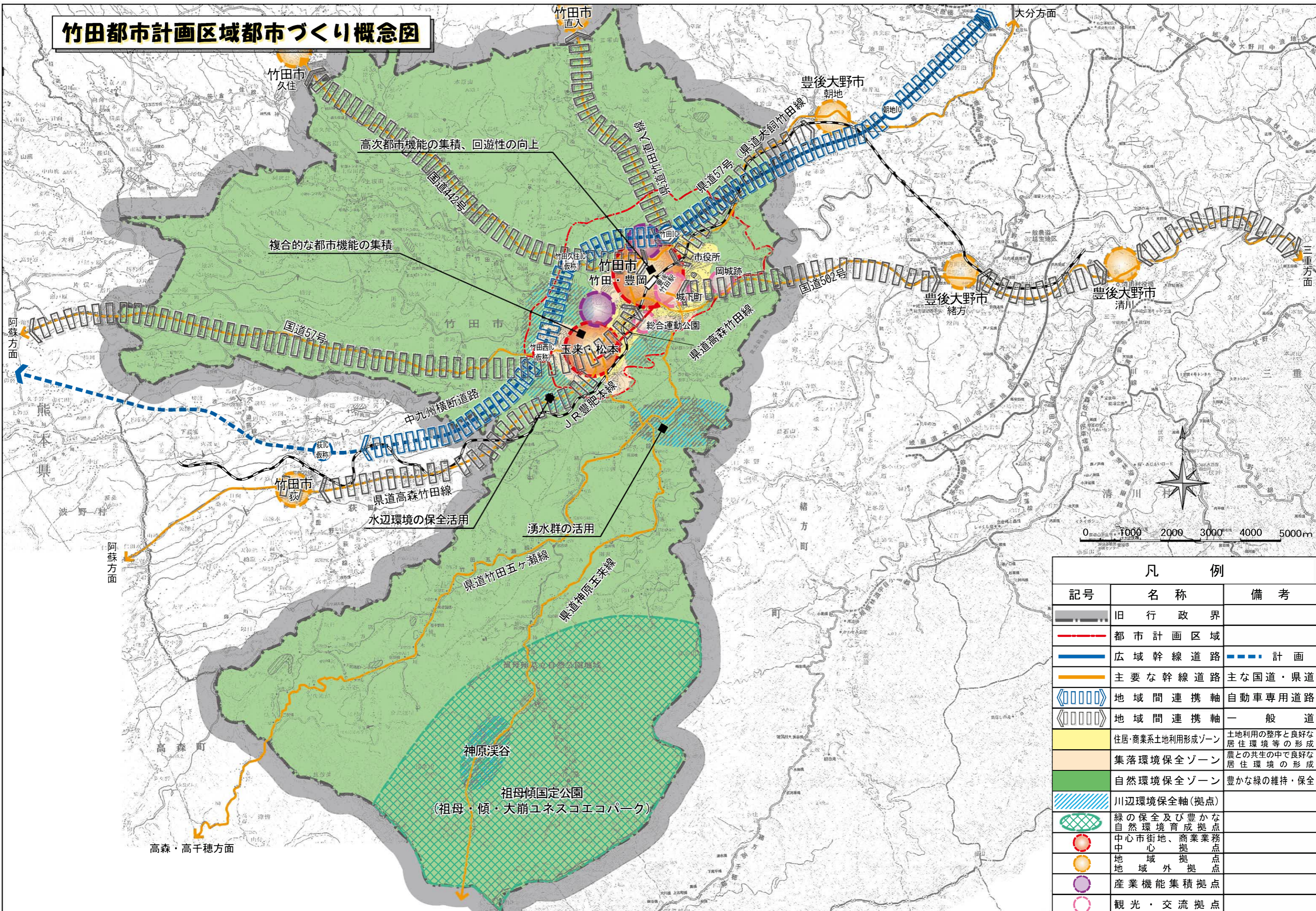
概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
令和2年 (平成27年国勢調査)	令和22年



# 竹田都市計画区域都市づくり概念図





## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

### 2) 区域区分の有無

#### ① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

#### ② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化が一部にみられ、都市の求心力もやや強い。

しかしながら、中心市街地活性化基本計画や都市基盤の整備などにより用途地域内への計画的な人口誘導に努めていることや急峻な山地に囲まれ利用可能な用途地域外（白地地域）が少ないことなどから無秩序な市街地の拡散の可能性は小さい。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも立地適正化計画や特定用途制限地域、各種事業の実施により都市機能や居住の集約化を図るとともに、関係機関とも連携しながら守るべき農地や自然環境の保全を行うなど、無秩序な市街化に対する土地利用規制を行うものとする。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 基本方針

人口減少・高齢化が進むなか、持続可能な都市づくりに向けて、地域の個性を活かしながら豊後竹田駅周辺等の中心拠点へ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の集約化を促し、郊外部への市街地の拡大を抑制することにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指す。コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けては、適切な土地利用を推進するため、立地適正化計画等の活用を検討する。

中心市街地では、土地利用の高度化や既存ストックの有効活用を図るとともに、公共施設や各種施設の中心部への集約及び立地促進に努める。また、空き家等について、他の用途への転用等を含めて、多様な活用を推進する。

一方、用途地域外をはじめとした郊外部では市街地の拡大抑制を基本に、利用されなくなった土地については森林や湿原、草地等の自然再生の可能性を検討する。このような地域においては、都市的土地利用への転換は原則行わないこととし、土地利用を転換する場合には、慎重な配慮の下での計画的な転換に努める。

また、土砂災害等の災害リスクの高い地域においては、都市機能や居住等、各種施設の立地を抑制し、県土強靱化の実現に向けた適切な土地利用を推進する。

##### ② 主要用途の配置の方針

###### ア 商業、業務地

本都市計画区域の商業拠点形成のため、中心市街地である竹田地区及び玉来地区に商業地を配置し、それぞれの役割分担を明確にしながら、商業施設の集積及び既存商店街の活性化を図る。

このうち竹田地区は、広域商圈を担う中心商業地として発展してきたが、モータリゼーションの進展などによる社会的な要因や都市基盤・商業基盤整備の遅れなどから衰退と空洞化が進んでいる。しかし、本地区は歴史資源や観光資源を豊富に有しており、この立地特性を活かすとともに、既存住宅ストックや空き家、空き店舗を有効活用し、回遊性、利便性が高く交流機能のある魅力的な商業・業務地の形成を図る。

一方、玉来地区は、これまで郊外型商業集積地として順調な発展を遂げてきたが、土地が狭隘であることから地区周辺への店舗進出がみられるとともに、高速交通体系整備に伴って消費活動の広域化も予想される。そのため、駐車場や周辺への交通への影響、景観などに十分配慮するとともに、商業施設の適切な立地誘導に努め、多様な消費者ニーズに対応した広域的な集客力のある商業地の形成を図る。

七里地区は、今後とも、行政管理中枢機能の有する官公庁施設として、その維持に努める。



—歴史資源を活かしたまちなみ形成のイメージ—

## イ 工業地

県道 57 号沿道及び国道 442 号沿道などに工業地を配置し、既存産業の支援を図るとともに、中九州横断道路による高速交通体系の整備を見据え、新たな企業の誘致を図る。また、工業跡地の有効活用など、企業ニーズに対応した立地環境の整備を進める。なお、工場等の誘致においては、周辺との調和に留意して、工業地としての機能の充実に努めるとともに、地域の自然環境や生活環境との調和を考慮して、緑地の確保などにより環境保全に努める。

## ウ 住宅地

本都市計画区域では、一定程度の人口が用途地域内に居住するものの、近年、用途地域内人口が減少傾向にある一方、用途地域外の人口が増加傾向にある。

今後、無秩序な市街化が進まないよう商業地や幹線道路周辺に住宅地を配置し、都市基盤の充実や居住環境の整備により用途地域内での人口の確保に努める。このうち、商業地周辺などでは居住環境の整備を図りつつ、既存ストックの有効活用や老朽化した空き家の除却等により適切な土地利用を誘導し、その立地特性を活かした生活利便性の高い住宅地の形成を目指し、まちなかへの定住促進を図る。また、計画的に開発された七里地区の住宅地などでは地区計画などにより、その環境の維持と良好な住宅地の形成に努める。

### ③ 市街地の土地利用の方針

#### ア 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅地のうち、計画的に開発された七里地区においては、良好な居住環境の形成に努め、定住促進を図る。また、良好なまちなみが形成されるよう地区計画や建築協定の導入を検討する。

空き家や空き店舗、空き地が増加している箇所では、居住環境の維持・改善に向けて、これら既存ストックの利活用や管理不全空き家の発生防止、老朽化した危険な空き家の除却を進める。

また、農地や未利用地が多く介在し、都市基盤の不十分な周辺部の住宅地については、農林漁業との調和を図り良好な居住環境の維持・形成を図る。

#### イ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民にゆとりとうるおいのある場所を与えると同時に、地球温暖化の防止や自然環境の保全、健康の維持増進、レクリエーションの場として、公園・緑地などを体系的に整備する。

市街地内に存在する農地については、宅地化の動向や空き家・空き地の状況を見定めながら、景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地として、必要に応じて保全に努める。また、岡城跡周辺や市街地を取り囲む丘陵地の緑など良好な自然環境が残る地域の保全に努める。

また、景観条例に基づく景観形成重点地区に指定されている城下町地区は、高度地区などの制度を活用し、景観形成を図る。

#### ウ 大規模集客施設\*<sup>1</sup>の立地誘導方針

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用されるため、本都市計画区域においては、「大規模集客施設の立地誘導方針(大分県平成21年5月策定)」に則し、原則として大規模集客施設の立地抑制を図る。

(\*1) 大規模集客施設 : 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

#### ④ その他の土地利用の方針

##### ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地周辺の農地については、優良な農地の保全に努めるものとし、特にまとまった広がりをもつ吉田地区、飛田川地区の農地の保全に努める。

市街地周辺の荒廃農地については、多様な主体の参加による農地再生を促進し、農地としての利用を積極的に図るとともに、再生困難な荒廃農地は、地区の特性に応じて自然再生の可能性を検討する。

##### イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地に隣接する斜面には、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊などの危険性を持つ区域が多数存在する。また、盆地部では度々水害により大きな被害を受けている。近年も、豪雨による水害や土砂災害が多数発生している。

災害リスクの高い区域においては、開発許可制度の適切な運用、建築基準法の規制や都市計画制度の活用により住宅や高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設、公共施設等の立地を抑制し、適切な土地利用を推進する。

また、土砂災害や河川浸水などが想定される区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

##### ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本都市計画区域中央を流れる稲葉川については、稲葉川やすらぎ公園などが整備され、河川の活用が行われていることから、今後とも親水空間として水辺環境の保全に努める。また、史跡岡城跡は段階的な保存整備が進められており、今後とも歴史的文化遺産及び周辺の環境整備を図る。

特に、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー事業においては周辺景観等に配



慮する。

なお、利用されなくなった自然的土地利用に資する土地等については、市民農園への活用や森林・湿原、草地等の自然再生の可能性について検討する。

## エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

無秩序な市街化の傾向が一部にみられるが、今後、無秩序な開発や建築行為が行われないうち用途地域の見直しなどを検討し、適切な土地利用規制を行う。

### 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域の主要な交通体系として、県道 57 号、国道 442 号、国道 502 号、県道竹田五ヶ瀬線、県道竹田直入線、県道高森竹田線、県道神原玉来線及び豊肥本線からなる陸上交通が配置されている。このうち主要な幹線道路は、本都市計画区域の中央部で交差し、ここを中心に放射状の道路網を形成している。

今後も奥豊後の中核都市として周辺都市との結びつきが強まることや観光、交流の活発化などにより交流人口の増加も予想されることから、区域内の幹線道路の整備により円滑な自動車交通の確保を図る。また、整備が進んでいる中九州横断道路の整備状況に応じてアクセスする道路網の整備を検討する。

中心市街地においては、商店街の道路幅員が狭く歩道もないため、歩行者の安全性や観光バスの乗り入れ上の課題を抱えている。これまで、都市計画道路の廃止やゾーン 30 の規制などによる都市交通の流入抑制や無電柱化による歩行者の安全確保を図り、歩いてまわれるまちづくりへの転換を進めている。今後も、「竹田らしい」城下町の機能を守るとともに、これらをまちづくりに活かしていくため、地域住民や経営者と合意形成を図りながら案内板の整備、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備など、歩行者にやさしい道づくりを検討する。

さらに、住宅市街地における幹線道路などについても、歩行空間の整備に努めるとともに、地震や豪雨などの災害に備え、道路の防災対策を推進する。

また、今後の高齢化や人口減少への対応のみならず、更なる観光振興を見据えて、誰もが各拠点へアクセスできるよう、既存の公共交通機関に加えて、コミュニティバスの運行や循環バスの検討など地域の様々な団体との協働による取組を行いながら、地域の実情に応じた効率的な公共交通ネットワークの構築を目指す。

そのなかで、高度道路交通システムなど情報通信技術を活用した交通需要マネジメントなどの新たな交通システムのほか、自動運転や自動車のシェアリングシステムなどについても、公共交通を補完するものとして検討を進める。

## イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は平成30年度末現在88.2%である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、また、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。さらに、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

## b 主要な施設の配置の方針

### ア 道路

種別	配置の方針
自動車専用道路	中九州横断道路を広域幹線道路として位置づけ、本都市計画区域の北部に配置する。
主要幹線道路	本都市計画区域内における円滑な交通の流れと区域外とのアクセス性を高める主要幹線道路として、次の道路を配置する。 国道502号バイパス（都市計画道路3・4・5天神滑瀬線） 県道竹田五ヶ瀬線（都市計画道路3・5・4竹田駅前山手線）
都市幹線道路	主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路を配置する。 都市計画道路3・4・2竹田玉来線 都市計画道路3・5・7玉来吉田線 都市計画道路3・5・8下木鏡線 都市計画道路3・6・9竹田駅前笹無田線

## イ 公共交通

本都市計画区域には、豊後竹田駅、玉来駅が存在するが、駅前広場などの整備を検討し、地域住民の鉄道利便性の向上を図る。また、豊後竹田駅では、「観光都市の玄関口」としてふさわしい駅前景観の形成を図る。また、異なる交通モードの結節点として、交通手段間の乗り継ぎの円滑化など、その機能強化を図り、公共交通機関の利用促進に努める。

バスについては、竹田地区・玉来地区の2つの拠点を中心とした路線への再編を図り、必要となる路線バス及びコミュニティバスの確保・維持に努めるとともに、循環バスの検討など地域の様々な団体との協働による取組を検討する。

## c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

種別	路線名
道路	都市計画道路 3・4・2 竹田玉来線（県道高森竹田線）
	都市計画道路 3・5・7 玉来吉田線（県道神原玉来線）

## ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道のうち汚水については、合併処理浄化槽の普及に努め、名水のまちにふさわしい河川環境と快適な住環境の保全に努める。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るため、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努めるとともに、河川管理施設の適切な維持管理により長寿命化に努める。特に、幾度も洪水に見舞われた中心部では、家屋の浸水被害の防止を図るとともに、これと併せて河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

#### イ 整備水準の目標

河川については、これまでの浸水実績等を踏まえ、浸水被害の軽減及び解消を目標とした河道整備を図る。

### b 主要な施設配置の方針

住民の生命財産を浸水などの災害から守るとともに、住民の憩いとやすらぎの場を確保するため、治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を図る。特に、平成24年7月の九州北部豪雨後にリニューアルした総合文化ホール周辺を流れ、「かわまちづくり」事業として住民の憩いの場として期待される玉来川、およびについては氾濫により大きな被害が想定される濁淵川について、優先的に整備を行う。

### c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする主要な河川は次のとおりである。

種別	名称
河川	玉来川、濁淵川

## ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

住民が快適で文化的な生活を営むために、立地適正化計画等による中心地域とその周辺の拠点地域との機能連携をふまえ、必要な都市施設の配置、整備を図る。

## 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### a 主要な市街地開発事業の決定の方針

都市基盤が不十分で未利用地が介在している地区については、必要に応じて土地区画整理事業の導入等を検討する。

#### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

本都市計画区域は、岡城跡をはじめ歴史資産も多く、また祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに登録されるなど、多様な生物が共存する豊かな自然環境下にある。今後も、歴史的まちなみの保存や、稲葉川や玉来川周辺の水辺空間の保全、親水性を考慮した整備、景観阻害樹木の伐採や里山保存としての竹林整備による市街地を取り囲む山林の保全と再生を行いながら、この自然の豊かさを失うことなくさらに優れた魅力的なものとして次なる世代に引き継いでいく。

また、住民の憩いと交流の場となる都市公園は、竹田市公園施設長寿命化計画に基づき適切な維持・管理や機能の充実、長寿命化に努め、まちなみにゆとりとうるおいをもたらす緑の保全と新たな緑の創出に努める。

さらに、市街地内の農地は、景観・環境・交流等の機能を持つ身近にふれることができる緑地として、必要に応じて保全に努める。

持続可能で魅力ある地域づくりを進めるにあたっては、民間との連携や国の制度活用等により、社会資本の整備や土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの取組に努める。

##### b 主要な緑地の配置方針

###### ア 環境保全系統

本都市計画区域を取り囲み、祖母傾連山、阿蘇外輪山及びくじゅう連山祖母傾県立自然公園に連なる丘陵地については、自然との共生、環境への負荷の軽減の観点から自然環境の保全に努める。また、稲葉川をはじめとする河川については、生態系保全、環境への負荷の軽減の観点から保全に努める。

###### イ レクリエーション系統

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるため、これらを市街地内や住宅地の周辺などに体系的に配置する。また、住民多様なニーズに応えるため、親水公園など都市的公園の整備をめざすほか、総合運動公園の機能強化を検討する。

###### ウ 防災系統

本都市計画区域の骨格を形成している稲葉川をはじめとする河川は、火災時の防火帯や消火用水利などとして活用する。また、市街地に隣接する河川沿いの農地は食料供給基盤であるとともに、災害時の避難場所や洪水調節機能も担っており積極的に保全する。さらに区域内都市公園について、災害時避難地としての活用を検討する。

## エ 景観構成系統

市街地を取り囲む山々は、本都市計画区域の景観を形成する重要な要素となっており、景観計画や歴史的風致維持向上計画に基づき、これらに連なる山林と丘陵地景観の保全に努める。また、市街地内の緑化を推進し、緑豊かな都市景観の形成に努める。

### ㍷ 実現のための具体の都市計画制度の方針

#### ア 都市計画公園・緑地などの配置方針

平成 30 年度末現在、計画決定されている都市基幹公園は、運動公園 1 箇所 17.4ha で、整備済みとなっている。

今後、主要な公園の整備とともに、必要性・優先性に乏しくなった都市計画公園の見直しについて検討する。また、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等により、民間の資金、技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりについて検討する。

#### イ 特別緑地保全地区などの指定目標及び指定方針

貴重な樹林地である中心市街地西側の寺町の社寺林は、特別緑地保全地区への指定を検討しその永続性を図る。また、本都市計画区域を取り囲む丘陵地については、風致地区などの指定を検討し、適切な伐採等による良好な樹林地の維持存続に努める。

## 4 都市防災に関する方針

### 1) 基本方針

都市防災対策は、都市の健全な発展を進めるためには必要不可欠であり、災害時に生命・身体の安全が確保されるよう、強靱な県土づくりを推進し、災害に強い都市構造の形成を図る必要がある。

特に、災害の危険性が高い区域については、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた安全性の確保が必要である。

そのため、防災事業や避難体制の確立、各種都市計画制度の活用などを推進し、より安全な都市環境を形成していくとともに、事前復興の備えについても必要な取組を行う。

### 2) 都市防災のための施策と概要

強靱な県土の確保に向けて、大規模災害に対する脆弱性を適切に評価するとともに、人口動態を考慮しながら、可能な限り災害リスクの低い区域へ居住や都市機能を誘導し、一方で災害リスクの高い区域については土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図りつつ都市の防災性向上に努める。特に、市街地の不燃化を促進するため、防火・準防火地域や地区計画などを活用するとともに、竹田地区では修景事業の推進のため、代替的な防災対策を講じた上で、準防火地域の見直しを検討する。

また、市街地における災害を防止するため、市街地開発や産業用地等の新規開発の際の地盤改良等宅地災害の防止等に努める。

緊急輸送道路など災害時にその機能の維持が必要な道路については、防災対策を推進するとともに、災害時におけるライフラインの安全性を確保するため、道路の無電柱化を検討する。

河川については、浸水対策の取組を進めるとともに、避難地としてのオープンスペースの確保なども推進する。

さらに、速やかな復旧・復興に備え、地域防災計画等に基づいた防災対策の推進、復興事前準備など、必要な取組を行う。



## 5 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務や能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取組が効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

### 1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取組を協働で進めることが重要となるため、以下のような役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

#### ① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

#### ② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体の地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

#### ③ 住民等の役割

住民等は、都市計画は専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居

住又は就業する空間の環境や公園等の公共空間における改善又は保全を図ることを目的として、行政が進める都市計画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカルルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積極的に提案、意向の提示を行うものとする。

まちづくりについては、防災や景観等の地域活動と併せて、展開していくものとする。

#### ④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取組を支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて管理するものとする。

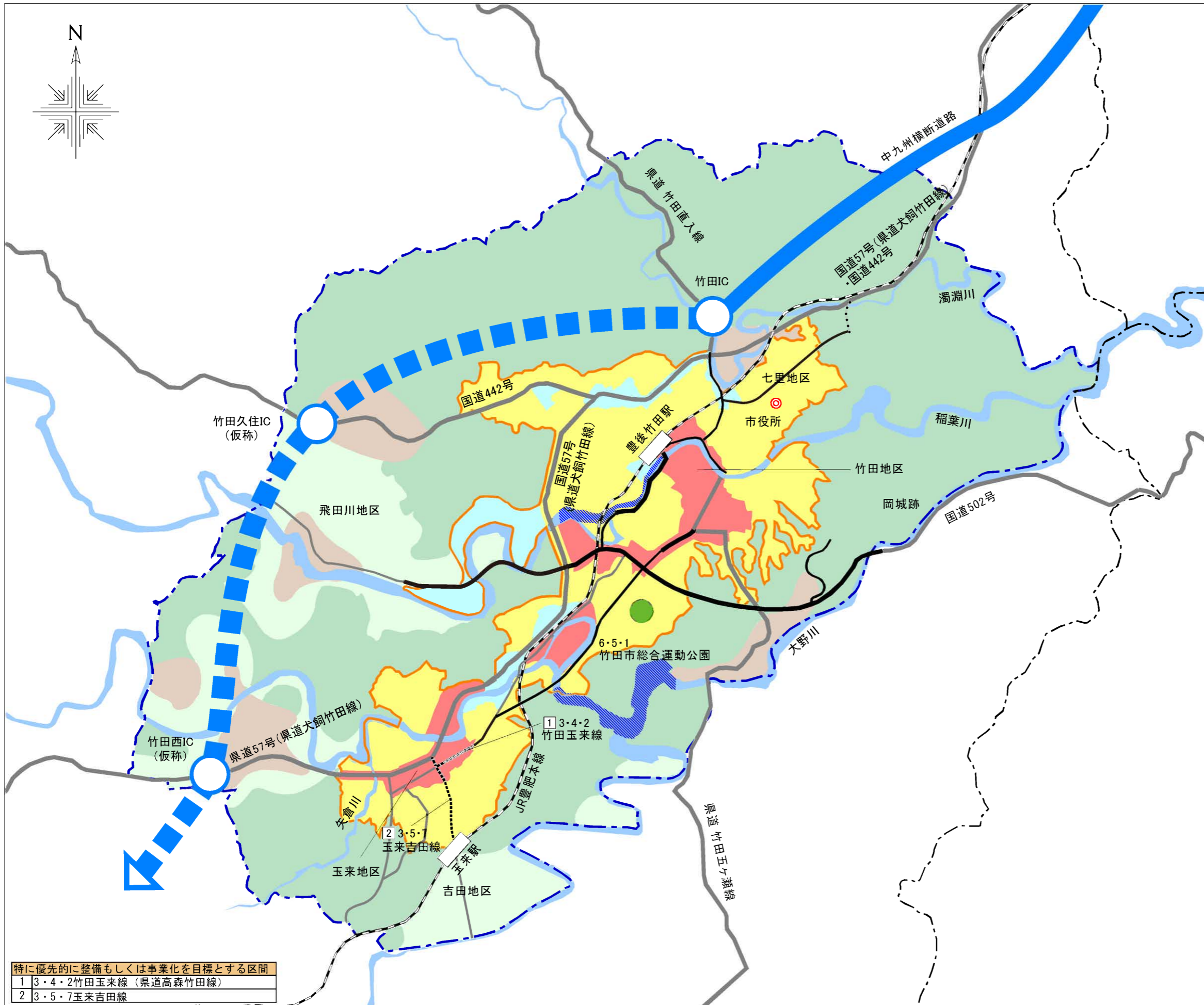
また、人口減少・高齢化が進む都市の成熟期にあつては、行政主体のまちづくりからの転換を図り、様々な主体が主役となり、自分達の地域の資源を活用し、地域の価値を高めるエリアマネジメントを推進する。

このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、相互の支援関係や協力関係の強化に努めるものとする。

## 2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくりの課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、意見交換の場として定期的を開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとする。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。



□ 竹田都市計画区域  
整備、開発及び保全の方針付図

- 行政界
- 都市計画区域
- 用途地域
- 主な交通施設
- 幹線道路
- 幹線分類(太さで区分)
- 主要幹線
- 都市幹線
- 整備状況
- 整備済
- 特に優先的に整備  
もしくは事業化を目標と  
する区間  (現道あり)
- 優先的に整備  
もしくは事業化を目標と  
する区間  (現道あり)
- 計画路線  (現道あり)
- その他の主な  
幹線道路
- 地域高規格道路
- 整備済み区間
- 特に優先的に整備  
もしくは事業化を目標と  
する区間
- 鉄道
- 都市的土地利用
- 住居系
- 商業系
- 工業系
- その他の土地利用
- 生活環境整備・保全地域
- 保全する農地
- 保全する山地
- 水辺環境を  
保全する地域
- 主な公園
- 整備済み

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間  
 1 3・4・2竹田玉来線 (県道高森竹田線)  
 2 3・5・7玉来吉田線

500m 0 500 1000 1500 ※道路は原則として幅員8m以上の幹線道路で、表中の( )内は道路法上の路線名を標示している。公園は原則として総合公園、運動公園など都市基幹公園を標示している。